

# 令和7年度子育て世代向け移住促進に係る情報発信及び動画制作業務委託仕様書 (公募用)

- ・ この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・ 企画提案競技後、県は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正の上契約を締結する。

## 1 業務名

令和7年度子育て世代向け移住促進に係る情報発信及び動画制作業務委託仕様書

## 2 目的

都内在住20～40代の子育て世代にターゲットを絞り、プロモーション動画を用いた発信による埼玉の魅力発信を通じて「住むなら埼玉、子育てするなら埼玉」を効果的にPRする。

## 3 方向性

- ・ 都内在住20代～40代の子育て世代に対し、本件の持つブランドイメージ「住むなら埼玉」の良さをPRしたい。
- ・ ブランドイメージは視覚に訴えることが有益と考え、動画を制作した上でプロモーションすることを計画した。
- ・ 今回、プロモーションの対象とした都内在住20～40代の子育て世代には、Webを用いた広報が適していると考えられる。
- ・ 「住むなら埼玉」の子育て世代へのアピールポイントとして、①子育てしやすい環境、②高い交通利便性、③安価な生活コスト（対象都心比較）、④災害の少なさなどが挙げられる。
- ・ PR動画制作に当たっては、撮影場所を「秩父エリア（秩父市、小鹿野町、横瀬町、皆野町、長瀬町、寄居町、東秩父村）」に限定し、「お試し居住住宅」を使用した内容で制作する。
- ・ PR動画は3本以上（ショート版・ロング版・トレインビジョン用各1本）を制作し、県HPへ掲載することや県内を走る鉄道事業者のトレインビジョン内で放映する予定であることに留意した内容とする。
- ・ プロモーションの目標は、子育て世代での2.5万回以上の視聴とする。

## 4 期間

契約締結日から令和8年2月28日

## 5 委託業務内容

### (1) 情報発信業務（広告配信）

|        |   |
|--------|---|
| ア 目的   | 子育て世代における2. 5万回以上の視聴を達成するために効果的かつ効率的な情報発信を行う。   |
| イ 業務内容 | 受託候補者が提案する情報発信戦略で情報発信を行う。   |
| ウ 提案内容 | <p>以下を提案し、併せて提案した理由を付すこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>目的を達成することができる情報発信戦略（配信媒体（複数可）・配信方法・ターゲティング・情報発信スケジュール（動画制作時期も含む）・動画再生目標回数）※動画再生目標回数は子育て世代での2. 5万回視聴以上とすること。※制作する動画は令和7年9月中旬までに県HP等に掲載できる形式となっていること。</li> </ul>                                       |
| エ 留意事項 | <ul style="list-style-type: none"> <li>トレインビジョンでの放映は別途県が契約及び費用負担するため、本委託業務費用には含まれない。</li> <li>広告配信の他に本事業の目的を達成するために有効な手段がある場合は、広告配信以外の提案を妨げない。（例：チラシの配布、インフルエンサーの活用など）</li> <li>視聴回数2. 5万回以上とは、全動画の合計再生回数とする。</li> <li>制作する動画は令和7年9月中旬までに県HP等に掲載できる形式となっていること。</li> </ul> |

### (2) 動画制作業務

|        |  |
|--------|--|
| ア 目的   | 埼玉県の「秩父エリア」の魅力と移住ポイントを子育て世代向けにPRするため、受託候補者が提案した情報発信戦略に必要な動画等を制作する。   |
| イ 業務内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>動画3本以上（ショート用・ロング用・トレインビジョン用各1本）の制作及び各動画のサムネイル画像の制作</li> <li>県HP（移住ポータルサイト）のトップページ掲載用バナー画像1枚の制作（縦横比1：3）</li> </ul>   |
| ウ 提案内容 | <p>情報発信戦略を踏まえて、以下を提案し、合わせて提案した理由を付すこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>動画のテーマ及び具体的な構成（撮影する市町村の案や撮影スポットの例示を含む）、動画制作に当たっての創意工夫点</li> </ul>  |
| エ 留意事項 | <ul style="list-style-type: none"> <li>制作した動画は、(1) 情報発信で使用後、県公式YouTubeチャンネルへアーカイブ掲載する。</li> <li>ショート版は15秒以内、ロング版は30秒以上とする。トレインビジョン用は県と協議の上決定する。</li> <li>鉄道で放映する動画は、契約後、県が決定する鉄道1～2路線の車両内で放映する予定のため、無音でも内容が理解できるように工夫すること。なお、鉄道で放映する動画は、契約後、県</li> </ul> |

|  |  |
|--|--|
|  | <p>が指定するが、ショート1～2本とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 動画は「秩父エリア（秩父市、小鹿野町、横瀬町、皆野町、長瀬町、寄居町、東秩父村）」の3市町村以上を撮影して制作し、当該エリアの「お試し居住住宅」を使用した内容とする。撮影場所の選定は県と協議の上決定する。</li> <li>● 制作する動画は令和7年9月中旬までに県HP等に掲載できる形式となっていること。</li> </ul> |
|--|--|

なお、上表（1）の実施にあたり必要となるすべての業務及び（2）の制作にあたり必要となるすべての業務（シナリオ作成、出演者・撮影場所等の選定・日程調整、動画撮影、現地取材、動画編集（加工、BGM、音声、テロップ、字幕、インサート動画等））を委託するものである。

## 6 動画の規格

- (1) 動画の解像度は1920×1080以上で制作すること。
- (2) 縦横比は16：9とすること。  
(なお、追加提案動画がある場合、その動画の縦横比は指定しない)
- (3) ファイル形式はMPEG2、WMP9、MP4のいずれかとする。
- (4) 各動画は、各広報媒体が定める利用規約を満たしていること。

## 7 成果物

- (1) 動画3本以上（ショート・ロング・トレインビジョン用各1本）
- (2) YouTube用サムネイル2種類以上、県HP掲載用バナー画像1種類以上
- (3) 完了報告書（電子媒体（PDF）で提出すること。）  
※完了報告書には当該業務で制作した動画・画像等のデータや情報発信の実施状況が分かる画像、定量的な効果等が分かるデータ、本業務で掲載した媒体一覧データを含む。

## 8 納期限・実施期限

- (1) 動画、YouTube用サムネイル、バナー画像  
企画提案により提案した期限を基本として、県と協議の上決定すること。
- (2) 動画配信（広告等）  
令和8年2月14日まで
- (3) 完了報告書  
令和8年2月28日まで

※制作する動画は令和7年9月中旬までに県HP等に掲載できる形式となっていること。

## 9 納入場所

埼玉県 企画財政部 地域政策課 地域振興担当

## 10 委託業務実施に当たっての留意事項

### (1) 権利の帰属

- ① 委託業務における著作権及び肖像権等の取扱いには十分注意すること。使用する動画、写真、BGM、イラスト、掲載文言（以下「動画、写真、BGM等」）についてはその権利関係含め、原則受託者で手配するものとする。なお、著作料が発生する場合は受託者が支払うこととし支払額は委託料に含める。
- ② 委託業務の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権（著作権法第27条及び28条に規定する権利を含む。）は原則として全て県に帰属するものとし、受託者は著作者人格権を行使しないものとする。ただし、受託者が所有する動画、写真、BGM等を使用した場合、当該動画、写真等についてはこの限りではない。受託者が所有する動画、写真、BGM等を、県が成果物以外に使用する際には、県、受託者で協議・許諾等を要するものとする。
- ③ 本事業に使用する動画、写真、BGM等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。
- ④ 受託者は、県が成果物を使用するにあたり著作者人格権を行使してはならない。
- ⑤ 委託業務により得られた個人情報や調査データ等すべてについて、本事業の目的以外に使用、流用等をしてはならない。
- ⑥ 委託業務により得られた個人情報や調査データ等の使用、保存、処分には、機密が保持されるよう細心の注意をもって業務に当たらなければならぬ。

### (2) その他

- ① 業務委託契約締結後速やかに制作計画書を作成し県へ提出すること。業務受託期間中は適宜事業の進捗報告を行い、県と綿密に連絡調整及び協議を行なながら制作すること
- ② 本事業の企画、制作、実施に要する費用は全て受託者が負担するとともに、受託者が責任を持って本事業を実施すること。
- ③ 情報発信戦略について、最終的な決定は県と協議の上行うこと。
- ④ 動画制作に使用する施設及び出演者等との調整等については原則として受託者が行うこととし、県は適宜協力するものとする。
- ⑤ 動画制作について、企画、撮影、動画編集等各段階で複数回県が確認及び修正を指示する機会を設けること。
- ⑥ この仕様書に定めるもののほか、業務の実施に関し必要な事項は県と受託者が協議して決定するものとする。
- ⑦ 県は、本仕様書に定める事項に逸脱する行為が認められた場合は契約の解除等ができるものとする。
- ⑧ 動画の使用期限及び編集制限を定めないこと。なお編集制限については協議の上決定する。編集とは軽微なもの（秒数など）を想定している。
- ⑨ 納品後に、成果物に不具合が生じた場合、もしくは正常に上映できない場合は、正常に上映できる状態まで対応すること。

- ⑩ 受託者は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

## 11 その他

- (1) この仕様書に定めるもののほか、業務の実施に関し必要な事項は、県及び受託者双方が協議して決定する。
- (2) 県が受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県及び受託者双方で協議し対応を決定する。